

年金記録問題への取組

- ① 「年金記録回復委員会」について ……1
- ② 年金記録問題への取組の状況について ……2
- ③ これまでの取組 ……3

平成21年12月
社会保険庁

年金記録回復委員会について

1. 趣旨

年金記録問題に対応して、国民が記録を回復し、正しい記録に基づく公的年金を受給できるようにするための方策及び関連する事項について国民の視点から検討し、厚生労働大臣及び社会保険庁長官に助言するため、厚生労働省に、年金記録回復委員会を設置。

(注) 1月以降「社会保険庁長官」を「日本年金機構理事長」に改める。

2. 委員

磯村 元史 (函館大学客員教授)

稲毛 由佳 (社会保険労務士・ジャーナリスト)

岩瀬 達哉 (ジャーナリスト)

梅村 直 (社会保険労務士)

金田 修 (全国社会保険労務士会連合会会長)

駒村 康平 (慶應義塾大学教授)

斎藤 聖美 (ジェイ・ボンド東短証券株式会社代表取締役社長)

廣瀬 幸一 (社会保険労務士)

三木 雄信 (ジャパン・フラッグシップ・プロジェクト株式会社代表取締役社長)

(五十音順、敬称略)

3. 主な検討事項

- ・ 約5,000万件の未統合記録などの実態解明
- ・ 受給者・加入者へのアプローチ方法とその照会への対応策の検討
- ・ 「画像データ検索システム」を活用した約8.5億件の紙台帳の突合せ
- ・ 救済の迅速化や救済範囲の拡大に向けた検討
- ・ 社会保険庁における記録回復、年金支給等の処理体制の検証

等

年金記録問題への取組の状況について(平成21年12月3日現在、速報値)

項目	細項目	直近数値	集計時点	前回比	前回集計時点	備考		
1 ねんきん特別便	地方庁分	29万件	21年11月20日 (累計)	-6万件	21年11月13日			
	業務センター分(※2)	87万件		-13万件				
	本年3月までに受け付けた「訂正あり」回答のうち「調査中」件数	地方庁分	28万件	21年10月末 (累計)	+1万件		21年9月末	本年3月まで受付分の処理が概ね完了する12月から週次集計とする。
		業務センター分(※2)	15万件	21年11月20日 (累計)	-2万件		21年11月13日	
	(未回答)	受給者分	513万件		-1万件			
加入者分		2,104万件	-2万件		回答は3,170万件。 回答は4,842万件。			
2 5000万件の未統合記録	18年6月以降の統合数(全体)	1,325万件	21年11月20日 (累計)	+10万件	21年11月13日	未統合記録数(5,095万件と統合数の差)は、3,770万件。		
	厚年/国年	1,065万件/260万件		+8万件/+2万件				
	男/女	606万件/719万件		+5万件/+5万件				
	60歳以上/未満(18年6月時点の年齢)	338万件/957万件		+3万件/+7万件				
3 再裁定申出の業務センターへの進達	平均処理期間	0.5か月	21年11月20日	-0.1か月	21年11月13日			
	進達に至っていない申出件数	2.5万件		0.0万件				
4 再裁定	平均処理期間	2.5か月	21年10月末	-0.3か月	21年9月末	再裁定及び時効特例給付の処理を経て、年金の支払いを行うのは毎月15日に固定されており、平均処理期間は月単位でのみ変化するため、月次集計とする。		
	未処理件数	17.4万件	(11月13日支払分)	-5.4万件				
5 時効特例給付	平均処理期間	2.7か月	21年9月末	0.0か月	21年8月末			
	未処理件数	27.1万件	(10月15日支払分)	+0.5万件				
6 記録訂正による年金額(年額)の増額(※3)	件数	9.0千件	21年11月第1週分	9.2千件	21年10月第5週分		(20年5月以降の累計) 85万件 471億円	
	年金額増額の総額(概算値)	4.4億円		4.7億円				
7 コールセンター	応答率	94.5%	21年11月第3週分	95.9%	21年11月第2週分			
	応答呼数/総呼数	5.1万件/5.4万件		6.3万件/6.6万件				
8 社会保険事務所の窓口相談	相談窓口の待ち時間(13時時点)が1時間を超える社会保険事務所数(全国312事務所)	16日(月):1事務所 17日(火):0事務所 18日(水):0事務所 19日(木):1事務所 20日(金):0事務所	21年11月第3週分	9日(月):2事務所 10日(火):1事務所 11日(水):0事務所 12日(木):1事務所 13日(金):1事務所	21年11月第2週分			
9 標準報酬等の遡及訂正事案	社会保険事務所段階における記録訂正事案数	614件	21年11月20日 (累計)	+9件	21年11月13日			
	うち2万件の戸別訪問対象事案数	506件		+3件				

(※1) 速報値のため、今後修正があり得る。

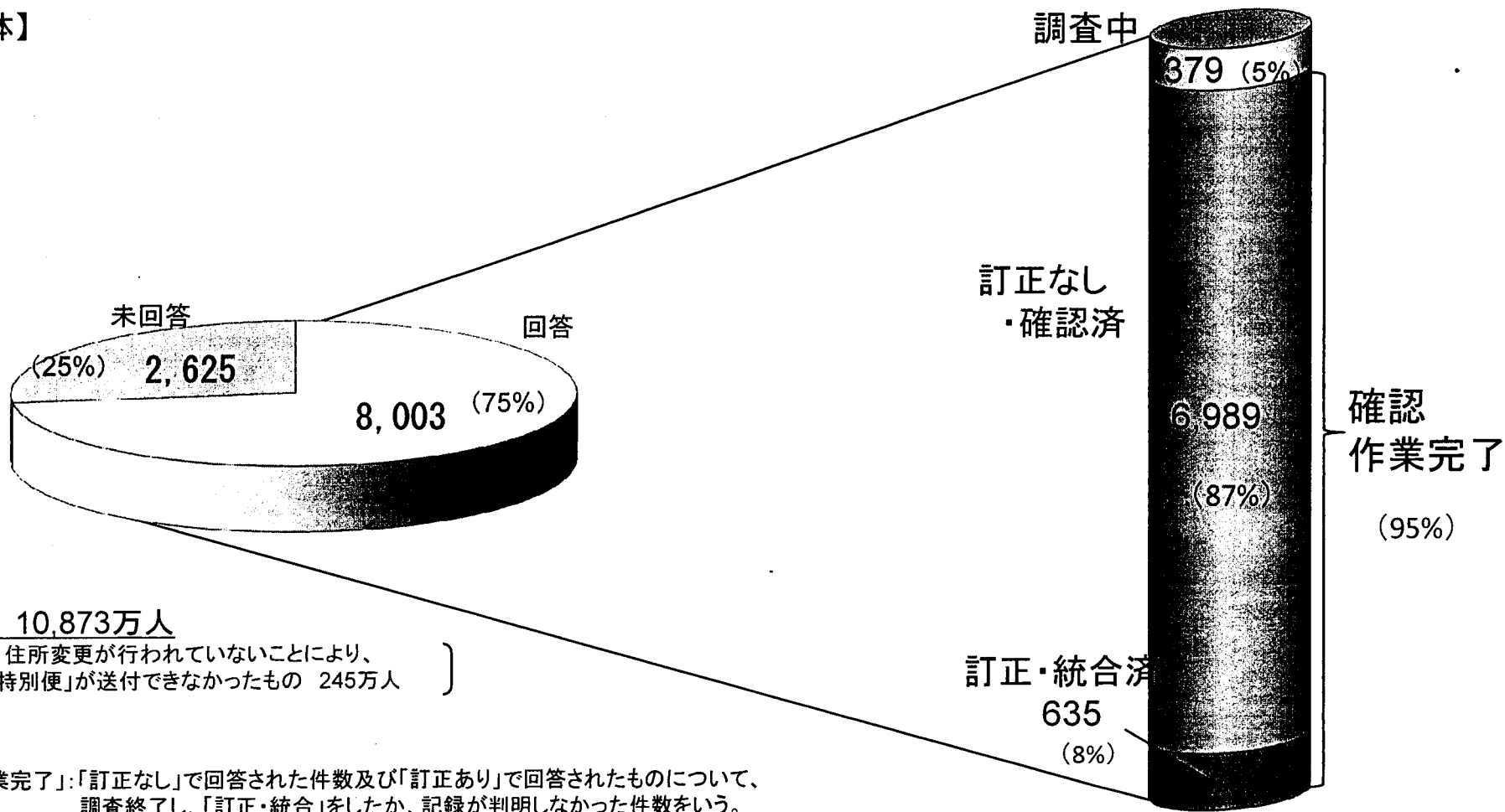
(※2) 共済照会分を除く。

(※3) 年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果による。年金額(年額)増額は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。1件当たりの年金額(年額)増額は平均4.9万円、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は男:18.6年、女:23.6年。

「ねんきん特別便」

- 平成19年12月からこれまでに全ての受給者・加入者約1億9百万人に送付し、国民の皆様記録を確認いただき、このうち約8,003万人(21年10月末現在)から回答をいただき、このうち、約95%の方(約7,624万人)の年金記録の確認作業が終了した。

【全体】



送付数 10,873万人

このうち、住所変更が行われていないことにより、「ねんきん特別便」が送付できなかったもの 245万人

※「確認作業完了」: 「訂正なし」で回答された件数及び「訂正あり」で回答されたものについて、調査終了し、「訂正・統合」をしたか、記録が判明しなかった件数をいう。

単位: 万人

未統合記録の解明

- 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組む。
- 18年6月に5,095万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は1,257万件に増加、今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録は1,028万件まで減少。

【未統合記録の統合・解明状況について】

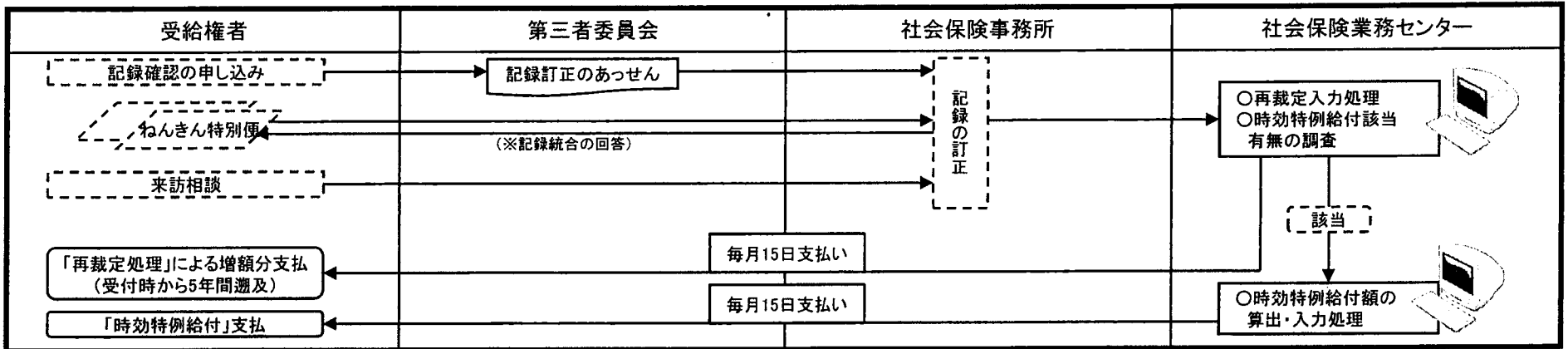
(19年12月)	(21年9月)
・基礎年金番号に統合済みの記録 310万件	1257万件
・その他一定の解明がなされた記録(死亡・脱退手当金受領等) 1240万件	1603万件
・名寄せにより特別便を送付した記録 1100万件	654万件
・解明作業が進展中の記録(住基ネット調査、旧姓による調査等)	553万件
・今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録 2445万件	1028万件
計 5095万件	計 5095万件

再裁定処理体制の強化

これまでの取組

○ 「ねんきん特別便」による記録の統合などにより、再裁定の申出が増加していることにより、再裁定の処理に要する期間が長めになっているため、再裁定に必要な複雑な事務処理に精通した職員の集中配置、再裁定処理システムの機能を強化する等体制を強化。

【『記録の訂正(追加・統合)』に伴う裁定の変更(再裁定)処理及び時効特例給付支給までの事務処理の流れ】



99

現在の状況

○ 21年3月末時点で、全体としては、進達されてから支払いまでに、6か月程度を要していたところ。任期付き職員等の処理能力の向上、社保事務局からの支援の充実、再裁定処理システムの機能強化により、本年8月には、処理期間が3ヶ月程度に短縮された。

【再裁定の処理件数及び処理体制】

	(20年12月)		(21年4月)		(21年9月)
処理件数	8万件/月	⇒	19万件/月	⇒	14万件/月
処理体制	280人		486人		475人
支払までの期間	7ヶ月程度		6ヶ月程度		3ヶ月程度

※ 本年夏にかけては、再裁定処理の複雑な事案を重点的に処理しているため、処理件数が若干減少している。

標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案

事案の概要

- 年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案の中に、標準報酬月額等を遡及訂正したものが存在しており、社会保険事務所の当時の事務処理の合理性が疑われるものがある。
- このため、第三者委員会によるあっせん事案など17事案の調査を行ったところ、社会保険庁の職員の関与が考えられる事案が1件確認された。(20年9月9日公表)

これまでの取組み

- 不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)のうち厚生年金の受給者(約2万件)について、20年10月16日から、戸別訪問を開始し、本年3月末までに概ね終了。

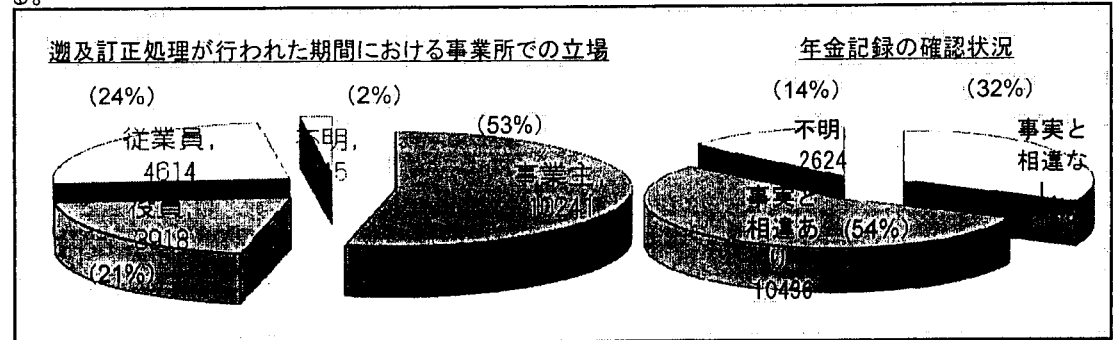
(参考) 不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)は次の3条件のすべてに該当。

- ① 標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

※戸別訪問の実施状況(平成21年7月1日公表)

訪問件数 19,188件(21年3月31日までの訪問実施分)

- * 事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方 1,335件(7.0%)
うち、具体性のある内容の回答をされた方 211件(1.1%)



- 19年12月から20年10月までにすべての年金受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付するとともに、加入者については21年4月から標準報酬等の情報を含む「ねんきん定期便」を順次送付することを通じて、標準報酬や資格喪失日の記録を本人に確認していただき、被害者救済を進めている。

- 従業員であった方の事案であって、本人が保有する給与明細書等や雇用保険の記録等により勤務や給与の実態が確認できる場合や、前記3条件全てに該当する約6.9万件について事業主等や社会保険事務所への調査により事実と反する処理が行われたと認められる場合については、第三者委員会に送付することなく、社会保険事務所において記録訂正(職権訂正)を行うこととした。

※ 社会保険事務所における記録訂正の状況(21年10月30日現在) 580件
(うち、約2万件の戸別訪問の対象者 495件^(*))

* 約2万件の戸別訪問において、従業員事案で「記録が事実と相違あり」かつ「記録訂正の意思あり」との回答があった件数:1,535件
(21年3月31日までの訪問実施分)

- 社会保険事務所段階で職権訂正を行った事案等について、同一事業所に同一時期に勤務していた被保険者であって、同様の遡及訂正が行われている「同僚被保険者」が確認できた場合は、本人に確認のうえ、従業員事案であるものについて、包括的に職権訂正を行うこととした。

* 21年7月31日までに社会保険事務所段階で職権訂正を行った事案については、「同僚被保険者」として約4,700件が把握されており、こうした事案について今後さらに社会保険事務所から本人に対して文書による連絡を行うこと等を通じて確認作業を行い、記録訂正を進める。

- 約2万件の戸別訪問において事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答があった事案について、職員の関与に関する調査を順次実施。

今後の対応

- 21年4月から送付している「ねんきん定期便」(※)や21年12月に送付を開始する厚生年金受給者等への標準報酬月額等のお知らせ「厚生年金加入記録のお知らせ(受給者等)」(※)などを通じて、本人による記録確認を進めるとともに、前記3条件のそれぞれに該当する記録や資格喪失日の遡及訂正処理についてのサンプル調査等を行う。

(※)前記3条件のいずれかに該当する方(延べ約144万件)については、注意喚起を行う文書を同封(約2万件の戸別訪問の対象者を除く。)

- こうした取組みを通じて、さらに社会保険事務所段階での職権訂正や「同僚被保険者」への確認作業等に取り組み、被害者救済を進める。